

答申第18号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての訂正をしない決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤りがあるか否か、又は訂正請求の対象となる事実であるか否か。

3 審議会の判断

(1) ケース記録No.4 「処遇方針」欄

福祉事務所は、保護世帯の実態を踏まえて評価をし、処遇方針を樹立し、方針に沿った指導を行う。当該箇所は、この福祉事務所としての処遇方針を記載したものである。訂正請求の対象となる「事実」とは数量等の客観的事項であり、評価、診断、判定等の主観的事項は、訂正請求の対象とならない。

(2) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(3) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が申立人に指導した内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(4) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(5) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が申立人の妹と電話で協議した内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(6) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、来所した申立人の弟から担当者が聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(7) 面接記録票2（平成〇年〇月〇日）

該当箇所の原本を観察すると、数字「〇」の左側半分がかすれていることが認められるが、文字はペンで書かれており、これを消除しようとしたような痕跡は認められない。申立人は、当初原本の開示を受けた時には、はっきりと記載されていたと主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(8) 面接記録票1「地区」欄

面接記録票1の訂正後の地区番号と申立人に開示済みである保護決定調書及び世帯台帳に記載された地区番号とを照合したところ一致しており、実施機関が主張するように正しい地区番号に訂正したものであると認められ、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、実施機関はこの種の軽微な訂正に訂正印は必要ないと主張しており、申立人の主張する改ざんとは認められない。

(9) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤りがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったもので、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。